

公益社団法人埼玉県理学療法士会

令和2年度第8回理事会議事録

1. 開催日時：令和2年2月16日（火）19：00～21：12

2. 会 場：インターネット会議

3. 理事現在数及び定足数

理事現在数 17名 定足数 9名

4. 出席理事数 17名

出席理事： 南本浩之、岡持利亘、水田宗達、田口孝行、原田慎一、本宮光信、茄子川知浩  
矢野秀典、赤坂清和、三宮将一、阿久澤直樹、櫻場勝、吉川貴矩、高宮尚之  
田澤俊亮、乙戸崇寛、渡邊賢治

欠席理事：

5. 監事現在数及び出席監事氏名

監事現在数 2名

出席監事：前園徹、清宮清美

欠席監事：

6. 出席部長・エリア長・委員長

山田義憲、塚田陽一

7. 出席部員

野口雄平（書記）

8. 議長の氏名

南本浩之

9. 議 題

<計画内審議>

○【広報局】理学療法週間推進部令和3年度事業計画について

○令和3年度予算案について

<計画外審議>

○【事務局】研修会中止規定について

○【事務局】原稿料規定について

○【事務局】日本理学療法士協会への要望書について

○【新分野開拓委員会】新事業提案について

<報告事項>

○【事務局】LINEWORKS 審議について

○【財務局】残高試算表・正味財産増減計画書について

<その他事項>

○日本理学療法士協会全国事務局会議の方向

○来年度・再来年度の新規生涯学習システムについて

## 10. 理事会の議事の経過の要領及びその結果

### (1) 定足数の確認等

冒頭、本理事会はインターネット会議のため出席者の通信状況を確認し、問題なく進行できることを確認した。また、議長が定足数の充足を確認し、本会議の成立を宣言した。

### (2) 議案の審議状況及び議決結果等

#### <計画内審議事項>

#### ○理学療法週間推進部令和3年度事業所計画について

議長の求めに応じ、資料に基づき原田広報局担当副会長から「理学療法週間推進部の令和3年度事業計画書」について説明があった。

現地開催が難しいため、動画を用いて行っていきたいと思っている。一般的なコンテンツに関しては、埼玉県理学療法士協会のPR動画を作成したと考えている。また、公開動画も2~3本作製したいと考えている。開発活動としてNACK5を利用して県民の方への情報発信をしたいと考えている。他にも理学療法週間企画のポスターやチラシ作成を考えている。

予算については146万円で提出させて頂いています。令和3年度分は講師料が0円であるが、その分を広報等放映やPR動画作成に回している。

上記の説明に関連して、次の質疑応答があった。

南本：理学療法士協会のPR動画や公開講座の動作は、どのような機会にどのような形で行おうと考えているのか。

原田：PR動作に関しては、埼玉県理学療法士協会の活動を乗せていきたいと考えている。公開講座に関しては、腰痛予防などの一般の方のためになるものを公開できればと考えている。両方ともホームページに記載できればと考えている。ホームページには理学療法週間の特設ページを開設してNACK5などの広報へ誘導できればと考えている。PR動画は他にも利用できれば考える。

阿久澤：予定時期が2020年の7月になっている。

原田：2021年7月の誤り。

阿久澤：今年度事業を来年度に持ち越しで行う形か。

原田：来年度のもの。

南本：NACK5を例に出しているが、内容に関しては理事会の所に審議をかけていく形でよいか。

原田：その通り。他の内容に関しても随時審議提出を考えている。

審議の結果、原案通り出席理事全会一致で承認された。

○令和3年度予算案について

議長の求めに応じ、資料に基づき山田財政基盤検討委員長から「2021年度（公社）埼玉県理学療法士予算（案）」に沿って説明があった。

「収入の部」

会費収入 5800名の会員数想定。育児割引も30名想定。認定・専門研修部研修会は5,000円の申請であったが、例年通り1万円単位としている。新人研修部会に関しては未実施としている。そのほかの項目に関しては、例年通り。当期収入合計が63,210,000円としている。

「支出の部」

事業費は46,960,000円。2020年度が53,670,000円だったため、事業支出が-6,710,000円となっている。概ねWEB形式になっており、全体的に事業予算が少なくなっている。装具療法啓発活動費・災害リハビリテーション専門職研修会費が新規事業となっている。新人研修会費はeラーニングになっているため、予算としては0円となっている。糖尿病理学療法調査費は申告がなかったため、0円となっている。学校保健・特別支援教育に関する活動費は新規。これは、新規事業の学校保険・特別支援教育推進委員会に対応する形になっている。装具療法に関する活動費・訪問リハビリテーションに関する活動費・職業倫理研修費・感染症に関する検討会費は新規事業として申告通りの予算組みになっている。他の項目に関しては、申告通り記載させて頂いている。

「管理費」

会費管理部運営は0円と申告があったが、部として予算が必要な事もある思い10,000円としている。他の項目に関しても例年通りの予算組みをしている。当期支出の合計として66,450,000円となっている。昨年度の予算と比べて-9,840,000円となっている。2021年度の当期収支差額が-3,240,000円となっている。前年度繰越金差額が-2,003,558円となっているが、-3,240,000円の誤りです。

税理士から例年、繰越金も予算に入れて作成をしていたが、単年度決算が分かるようにしたほうが良いとアドバイスがあり、別枠で項目を作成している。

上記の説明に関連して、次の質疑応答があった。

矢野：賛助会員の共同研究サークル事業費について質問です。賛助会員からの補助がなくなり、アルケアとは別に士会独自で新たな研究サークルを作っていきたいとなっている。それに関して例年通り予算組みをして頂いた形でよいか。

山田：各事業から上がった数字を入れさせて頂いている。そのため、これをもとにさせて頂ければと思う。

田口：三役の会議で士会独自の研究サークルのお話をさせて頂いた。アルケアからの補助はなくなったが、研究者育成を今後も行って頂きたい。しかし、支出に関しては参加者に対して飲み物

を配布するなどは規定にはそぐわないではないかとの意見がありました。詳細は後日説明させていただきます。

矢野：承知した。新たな形で活動して報告をさせて頂ければと思う。

南本：事業計画は承認されていたが、詳細に関しては田口副会長先生と相談しながら進めてほしい。

茄子川：高齢者福祉部の研修会で失語症の方に向けた支援としてST士会との協力事業があり、これが生活期リハビリテーション研修会費に1万円追加になっている。事業計画は承認されているが、生活期リハビリテーション研修会の予算として活動を行っていけばよいのか。

山田：事業は提出してものを進めて頂ければと思う。予算は生活期リハビリテーション研修会にのせ頂ければと思う。

茄子川：この場合は、理事会審議も生活期リハビリテーション研修会の中で1万円出して頂く形で申請すれば良いか。

山田：生活期リハビリテーション研修系に追加する形でよい。

茄子川：承知した。

原田：遠藤国際スポーツ競技対策委員長から報告があり、5月3日～7日の5日間の東京にオリンピック・パラリンピックのボート競技と同じ会場でアジアオセアニア大陸予選大会が行われる予定。アジアオセアニア大陸予選にもサポート事業を組んでいきたいと考えている。これに関しては、こちらの予算に乗せるのではなく、今後計画外審議としてあげる形でよいのか。

山田：現段階で事業として承認されていないものに関しては計画外審議にてあげて頂く形でよい。

審議の結果、原案通り出席理事全会一致で承認された。

#### 〈計画外審議事項〉

##### ○【事務局】研修会中止規定について

議長の求めに応じ、資料に基づき水田事務局長から「研修会中止規定について」説明があった。

上記の説明に関連して、次の質疑応答があった。

渡邊：どの研修会にも文章を統一して記載するのが大切だと思う。第2条の17時まで開催の可否を判断するとの事だが、災害の大きさと時間をどのようにみていくのが大切だと思う。深夜の時間帯での地震などの例外的なものも考える必要があるのではないかと。中止や延期は自然災害などの大規模なものに限るもので講師が急病になった場合は想定されているのか。中止の幅が災害に限定するか、もう少し幅を持たせるのか議論したほうが良いと思う。

岡持：発端は大雪。他の事情もあったなどがあれば情報共有し調節していきたい。

赤坂：色々な条件はあると思うが、最終的には運営側が決断する形でよいと思う。すべてを記載するのは難しいと思う。大まかなルールにして、みんなが納得するものであればよいのではないかと。

渡邊：県士会の研修会のため、多くが埼玉県内在住の方が多いと思う。しかし、遠方から来た場合に宿泊費をかけたが中止になった場合の補償はないと思う。このような場合は返金しないなどの文言があるといいのではないか。参加者に対して、具体的な例を述べて返金しない場合などを伝えたほうがトラブルも減るのではないか。本会の顧問弁護士はいるか。

水田：いない。

渡邊：金銭が絡む問題のため、研修会の事業としては正しい規定と正しい提示の方法が必要になってくるのではないか。お金儲けの研修ではないので問題ないとは思いますが。

水田：法的に問題がないかという事か。

渡邊：その通り。県士会が守られる側になっているのか。

水田：承知した。

赤坂：今の意見に賛成。このようなものを公開しておくのは大切だと思う。

田口：第2条の所は、直下の局長でいいのではないか。あまり相談が多すぎると連絡が取れない事もあると思う。局長より上の担当副会長まで判断に加わると連絡が取りにくいのではないか。部長と局長に確認する形でよいと思う。このような理解でいいか。

水田：その通り。委員会は局長がおらず担当副会長が相談役になるためその様な記載にしている。

田口：先ほど文言の統一の話もあったが、統一する形だと手間がかかるのかなと思う。この規定を印刷して送るなどの方法も良いのではないか。あとは、公開するなどで見えて頂く形でも良いと思う。埼玉県士会の事ですが、以前3団体で連携したものが中止になったものがあったと思うので、OT・ST協会にも了解を取る必要があると思う。

水田：3団体はまた別にある。これは埼玉県理学療法士会のものになる。

茄子川：文言の件については検討が必要だと思う。先ほど講師が急病になる話もあったと思うが、これに関してはゼロにはならないのではないと思う。急病の件も考えながら変更できれば良いと思う。その講師都合での中止の際、講師料などはどうするのか気になった。ご検討して頂きたい。

乙戸：タイトルが公益社団法人理学療法士会 研修会当等中止・延期に関する規定になっているが、第1条の所で自然災害・感染症の拡大に限定している。そこに講師都合を入れるのは違和感がある。不可避な対策に限定する形が良いのではないか。前泊の事に関しては記載してもよいと思うが、どこを目的にこの書式を完成させるのが大切だと思う。

水田：講師都合の場合は、別に規定を定めたほうが良いという事か。

乙戸：その通り。各開催の局や部が検討する形でも良いと思う。毎回講師が急病になるのもあまり聞かないので臨機応変に対応すればよいと思う。この場合は理事会で審議をするとか。この原案に関しては概ね賛成。

茄子川：乙戸理事がおっしゃる通り、どこに限定するのが大切だと思う。急遽中止しなくてはならない場合もあると思う。現場のスタッフは慌ててしまうと思う。ここに記載するものとは別で規定するのか検討して頂きたい。上記を含めてマニュアルがあると現場としては助かる。

阿久澤：講師都合の場合はおそらく直前になると思う。逆に早く分かれば中止を早くお伝えしてキャンセル料とかのトラブルがなくなればと思う。急遽の場合は理事会で審議にあげても

らう形で良いのではないか。研修会が中止の場合は参加者には資料を配布させて頂いて通常通りの研修会を行わなかったが別の形で研修会を成立させるのもいいと思う。開催直前に中止が決まった場合は資料を配布して勉強会として成立させるのか延期にするのか。事前にすべてを決めるのは難しいので、やむを得ない場合は事後で理事会にあげる形が良いのかと思う。

水田：現場で判断していく形ですか。理事会で承認を得て進める形ですか。

田口：阿久澤理事がおっしゃった通り、この規定では中止の場合は返金する規定でよいのではないか。その研修会がどのように対応するかは、後で決めればよい事だと思う。その日のうちに返金しなくてはいけないものでもないもので、オンデマンドでどの程度徴収するのかは後で考えればよいと思う。この規定はこれでよいと思う。この規定はその日までの対応という形でよいと思う。基本的には返金するが、形を変えて行う場合もあると思う。

水田：持ち帰り審議する形でよいか。

田口：この規定の修正部分はないと思う。講師都合での中止は致し方ない事。あとで検討すればいいと思う。第1条に記載してある所でよいと思う。微修正は必要であると思う。

岡持：講師が来ることができないものは講師都合なのでこれは良いと思う。

南本：研修等中止・延期に関する規定については、概ねこのまま進めていく形で。また、参加者にこの通知を入れて報告するように。

審議の結果、出席理事賛成多数で承認された。

阿久澤：文言を統一するものに関しては発信して頂けるか。当会ホームページ記載のとおり中止にします。内容は案内文に乗せないが当会の規定に基づき行う、といったような文言は統一したほうがよいと思う。無断キャンセルと同じようにして頂けると助かる。

原田：インターネット管理部の村田が研修会専門のブログサイトを作っているのでそちらに記載させて頂ければと思う。書面に書かず、ブログをみて頂く形にできればと思う。

水田：研修会の案内には添付せず、ブログをみて頂く形で促しをしてよいか。文言は考えて周知します。

渡邊：我々を守る規定だと思うので、どこにどの様な形で提示するのかは正しい方法を聞いたうえで考える必要があると思う。法的に例えばホームページに載せる形でよいのか。または、参加者に配布しないといけないのかを確認する必要があると思う。

岡持：この件のスタートしては我々を守るためではない。

渡邊：承知した。返金の事もあったので、求められた時にどの様に対応するべきかと思った。金銭問題なのでリーガルチェックを入れたほうが良いとは思っている。県学会にも絡む事であるし文言に費用のことが入っているので。単純に研修会をやるのかやらないにするのか、お金などの対応まで入れるのかで変わってくると思う。

水田：そこに関しては確認する。後日、改めて周知する。

南本：今後は規定に基づいて研修会は行っていく。ただ、法的な部分を事務局で調査をしていく。それにより、配布が必要なのか提示だけでよいのかは決めていく。承認させて頂き、進めて頂ければと思う。

水田：研修会の中止についてですが、ホームページに記載する時にはIDとパスワードが必要になる。記載方法は再度周知する。

原田：ID・パスワードについては後日配布する。

#### ○【事務局】原稿料規定について

議長の求めに応じ、資料に基づき水田事務局長から「原稿料規定について」説明があった。

上記の説明に関連して、次の質疑応答があった。

渡邊：現在、会員外で発生する媒体は何か。

茄子川：健康増進部の一般公開の中で普及啓発ができるような資料が必要なのではないかと思います。腰痛などに特化した方に依頼をした。今回は部員以外の人に依頼した。

渡邊：訪問リハビリでも啓発していきたいなどの意見があり、その中でコラムリレーのようなものをやりたいなどの意見も上がっている。その際に無料で依頼するのは難しいとの意見があった。会員が会員向けの広報誌や会員向けのサイトに部局から依頼を受けた時には原稿料規定の対象にはならないという理解でよいか。

水田：今回の規定では対象にならないが、どれくらい原稿を書いている所があるのかなどの意見を聞きながら検討したい。

矢野：学術誌にも依頼原稿がある。一本につきお支払いしていると思うのですが、それとは別か。または、新しい規定に合わせるべきなのか。

水田：それはどのような決まりで支払っているのか分からない。今までの経緯はどのようになっているのか。

清宮：理学療法編集部で原稿規定を作っていたと思う。それと今回のものは別問題だと思う。今後はオンラインも増えてくると思うので部員外の方は対象にするかは検討してもいいと思う。

原田：広報誌編集部では、ワンポイントトレーニングでスポーツリハビリテーション推進部の方などに書いてもらったり、各部局で書いてもらったりしている。お願いする時に謝礼があったほうが依頼しやすいのは事実。

水田：適用範囲についてはどうか。第3条の会員向け広報媒体の原稿媒体については原則支払いの対象外にする、は削除するのか。

原田：乱立するのも良くない。どこかで調査を行い内容に公益性があるなどを判断し、理事会の中で決められた媒体に関しては良いとするのはどうか。

田口：原田副会長の意見に賛成。会員の方についての文言はいらないと思う。とりあえず金額の規定を決めてあとは目的に応じて理事会で決めていけばよいのではないかと。

原田：金額を明確に決めておけば良いと思う。その都度、改定すればよいと思う。

南本：会員向けや一般向けで区別する必要はなく、一般向けは規定通りで、会員向けに対しても内容次第でお支払いする形でよいのかと思う。他に意見はないか。会員向けに関しては、理事会で審議を行いお金の承認をしていく。

水田：会員向けだけ理事会の審議を通す形でよいか。

南本：その通り。県民向けは規定に則る形。学術誌に関してもここにのせたほうが良いと思う。

矢野：規定を確認する。分かり次第、水田副会長に連絡する。

田口：一般向けの物は企画が理事会で話題に上がると思うのでしっかりと理事会に通す事は統一しても良いと思う。学会誌は学術誌なのでまた違う形で区別しても良いと思う。

南本：公益社団法人 埼玉県理学療法士 原稿料規定だと学術誌も入ってしまうのでタイトルを例えば啓発など適切なものに変更したほうが良いのではないか。または、第 1 条の所に項目を記載する形が望ましいか。

田口：啓発でよいと思う。

南本：啓発にすることで学術と区別する事が可能だと思う。理事会承認を得るという文言を追加し啓発の原稿料規定を審議します。

審議の結果、原案通り出席理事全会一致で承認された。

○【事務局】日本理学療法士協会への要望書について

議長の求めに応じ、資料に基づき水田事務局長から「日本理学療法士協会への要望書について」説明があった。

上記の説明に関連して、次の質疑応答があった。

南本：審議対象は何か。

水田：審議対象公文書を会員向けに発出してよいか。

田口：これはホームページに掲載か郵送かどちらか。

水田：今回は時間がないため、ホームページとメルマガで掲載する予定。

審議の結果、原案通り出席理事全会一致で承認された。

○【新分野開拓委員会】新規事業提案について

議長の求めに応じ、資料に基づき田口副会長から「新規事業提案について」説明があった。

上記の説明に関連して、次の質疑応答があった。

渡邊：意義のある活動だと思うので進めて頂きたい。事業内容の概略の 2 の医療関係者向けの相談窓口の設置は重要だと思うが、今まで県士会の中で相談窓口をやっていたことはあるのか。また現段階でどのようなイメージで考えているのか教えて頂きたい。

田口：窓口に関しては把握できていない。その相談窓口は、神経難病リハビリテーションの拠点にしたいと考えている。基本的にはメールのやり取りを考えている。概略 4 に記載している実態把握のための情報収集に関連している。どのような事で悩んでいるのか、どのように働きかけているのかを知ればと思っている。情報収集の拠点になればと考えている。情報が埋まっているので掘り起こす所から始める必要があると考えている。また、方法の工夫もされていると思うのでそれらの情報を集める事が出来ればと考えている。

阿久澤：神経難病に関しても学会があると思うので、理学療法士会だけで動けるものでもないと思う。窓口は難しいと思っている。誰が責任を持ってやっていればいいか難しい所だと思う。誰かが認定をして相談対応する形になると思うので世の中の情勢などに準じた人がやっている形にしないといけないと思う。まずは人材を設ける必要があると思う。

田口：相談窓口となると回答を求められる事が多いと思う。ここは回答するという意味合いではなく情報収集的な窓口を考えている。そのため、誤解がないような言い方を考えないといけないと思う。神経難病に関しては、友の会などもあるので連携をしながらやっていくという構想もある。

乙戸：専門性委員会では、来年度から装具療法委員会が発足される。こちらでも同じような事を考えている。装具難民が問題で装具に関して相談できる所を啓蒙したいと思っている。相談の窓口をサイト内に設置すると、相談への回答内容が当会の公式な回答となり得るため、この点については注意が必要と考える。メールで相談してもらった事を答えるというより、どこかの施設でどのような活動をしているかをマップ化できればと考えている。例えば、小児分野であればこの施設で療育が受けられるかについて、すでに当会のサイトで紹介されている。相談窓口として開始した場合、公式な回答が得られるというイメージが強いため、まずは対応が出来る施設を紹介する所と言う認識から始めるのも良いと思う。概略 2 に関しては慎重な言い回しで変更できればと思う。

田口：情報交換窓口なども良いかと思った。再来年度は専門性委員会の所に位置づけできればと思っているので準備の部分で乙戸理事に相談出来ればと思う。

茄子川：概略の 2・4 に関しては、非常に近い位置でと言う解釈でよいか。

田口：その通り。概略 2 は情報交換的な意味合いがある。概略 4 は実態把握の情報収集やアンケート調査も含めて行っていく。それからアンケート結果なども公開していく事が使命なのではないかと思う。

南本：概略 2 に関しては、言い回しを考えて書き換える必要があると思う。内向きになっていきながら、委員会の中で専門性を高めていきながらやって頂ければと思う。職能局でも窓口機能を出来る人を育てていく内向き研修会をやっていくとの考えも出ているので同じように実施して頂ければと思う。事業計画に関しては、理事会で審議して頂く事になると思う。

審議の結果、原案通り出席理事全会一致で承認された。

○事務員の資格手当・役職手当の新設、新規事務員給与について

議長の求めに応じ、資料に基づき水田事務局長から「事務委員の資格手当・役職手当の新設、新規事務員給与について」説明があった。

新規パート職員の業務内容、事務職員の昇給状況について質問があり、新規パート職員は他の事務員が代行できない財務関係の業務を担当してもらうこと、事務職員昇給については昇給制度を定め毎年行っていると水田事務局長から説明があった。

審議の結果、原案通り出席理事全会一致で承認された。

<報告事項>

○【事務局】LINEWORKS 審議について

議長の求めに応じ、資料に基づき水田事務局長から「LINEWORKS 審議について」報告があった。

○【財務局】残高試算表・正味財産増減計画書について

議長の求めに応じ、資料に基づき本宮財務局長から「残高試算表・正味財産増減計画書について」報告があった。

<その他の事項>

○理学療法士協会全国事務局会議の報告

議長の求めに応じ、資料に基づき水田事務局長から「日本理学療法士協会全国事務局会議について」報告があった。

上記の説明に関連して、次の質疑応答があった。

南本：未納退会者が再度協会に入会する際の未徴収分をどうするか。受け取らない場合は日本理学療法士協会に入る形か。

水田：そこまでの確認はできていない。

渡邊：通常、年会費は県士会と日本理学療法協会同時に払っていると思うので、県士会が未納の場合は日本理学療法協会も未納だと思う。県士会の中で未納者がどの程度いるのか。少ないから良いという問題でもないと思うが。入金チェックが複雑な場合は1, 2人の為にチェックするのは大変だと思う。その辺も議論したほうが良いと思う。未納者はどの程度か。

水田：未納者は2桁だと思う。

南本：未納者が再度協会に入る時の人数なのでそこまでいないと思う。

清宮：未納退会者なので復会したときに未納分を支払いしないと入会できない規則になっている。しかし、再入会する際には未納していた所に入金しないといけないが、手続きが面倒なため受け取らない士会もある状態。そんなに人数はいないと思う。

田口：未納退会者はすべてのポイントもなくなるのに、未納分を払って入会するメリットがないのではないか。ポイントが復活するのであれば良いと思うが、そんな人がいるのか。新たに再入会すれば良いのではないかと思う。他の学会だと未納の分を支払うと雑誌も交付している所が多い。そのため、支払いを行ってもらうのであれば雑誌なども配布する必要があると思う。

清宮：会員番号も変わるため、ゼロからやり直したい未納者は2～3年の人が多いので未納分払ってから入会しなさいという形。支払いをしないと新規の受付もしない。未納分をすべて支払うものではない。

田口：協会は支払った分の雑誌などは送っているか。

清宮：不明。

田口：信用の為に今までの未納分を支払えと言うペナルティーなのか、その位置づけが分からない。

清宮：その通り。

田口：協会がペナルティーだけであれば協会としても雑誌は送る必要はないと思う。統一したほうが良いと思う。

原田：未納期間でも雑誌を送付している事はないか。

水田：今は送付していない。

前園：今は未納1年でも退会だと思う。前は退会するまでは送っていたが払わせる形であったが、今後はどのように考えていくかだと思う。人数の減少を防ぐためにするのか。未納退会と人と払って退会した人の位置づけが必要だと思う。そのルール決めをするために各県士会の意見を聞きたいという事なのではないか。政治力を付ける必要があると思うし、組織力をあげる必要もあると思う。それらの意見を聞いたうえで理学療法士協会がどうするかという話なのではないか。損益をどうしていくかではないか。

清宮：収入は雑収入なので問題はないと思う。休会して退会した人は半分支払っていたか。

水田：支払っていない。

清宮：協会に対する本人の向き合い方だと思う。そこをどのように捉えるかだと思う。協会が管理するのは良いが、負担が県士会にくるのは困る。

前園：県士会費は取らないが協会費だけ徴収して頂くとかか。

南本：期限はいつまでか。

水田：期限は決められていない。

南本：整理してLINEWORKSで共有をしていく。協会の雑誌は配布しないと思うので県士会が徴収しない言った場合は協会も徴収しないのか。

水田：士会で受け取らない場合は協会にて受理をする形になっている。

南本：手続きしなかった事のペナルティーと言う事だと思う。その中で県士会が受け取るか受け取らないかの話しだと思う。払って頂いた場合に何かしなければいけない場合は労力と考えて

みるという事でよいか。雑収入として徴収できるのであればよいと思う。協会に確認をして LINEWORKS に提示する形で進める。

○田口副会長より「来年度・再来年度の新規生涯学習システムについて」の報告があった。

全国での意見交換がなされた。各都道府県の学術誌で差がある。近畿では論文が1本のみが多くすべて特集という事があるみたいです。埼玉県内は投稿数もある程度あるが、最近減少傾向である。矢野学術局長と赤坂教育局長と私で埼玉県の学術誌に関して意見交換をしました。埼玉県はWEB上での投稿になり、比較的積極的に行っている方ではあると思う。しかしながら論文投稿がどれだけあり、どれだけ査読されたかが事業報告としてなかったと思う。その点について、今後は報告していきたい。専門PTを取得するにあたり、査読する事によりポイントが付く事になっている。査読がスムーズにできるようになるシステムや基準を検討する必要があると思う。編集委員を中心として、今後の生涯学習のシステムも考えながら検討していきたい。また、話しが進んだら報告する。

以上をもって議案の審議等を終了したので、21時12分、議長は閉会を宣し、解散した。

この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

会長 \_\_\_\_\_ 印

監事 \_\_\_\_\_ 印

監事 \_\_\_\_\_ 印